

記入の仕方

(更新 ・ 新規)

※裏面の同意書も記入してください

介護保険負担限度額認定申請書

令和 7 年 8 月 1 日

延岡市長 様
次のとおり関係書類を添えて、食費・居住費（滞在費）に係る負担限度額認定を申請します。

被保険者	フリガナ	ノベオカ タロウ		被保険者番号	2 6 0 0 ● ● ● ● ● ●
	被保険者氏名	延岡 太郎		性別	男
	生 年 月 日	明 ・ 大 ・ 昭 13 年		申請日は、 令和7年8月1日で記入	
	住 所	延岡市東本小路2番地1		電話番号 (0982) ● ● - ● ● ● ●	
	入所した介護保険施設等の名称及び所在地	のべおか荘	居室種別	ユニット型個室 ・ ユニット型多床室 ・ 従来個室 ・ 多床室	
入所年月日	令和7 年 4 月 1 日	サービス種別	特養 ・ 老健 ・ 医療院 ・ ショートステイ		

配偶者に 関する 事項	配偶者の有無	有 ・ 無 ※無の場合は、以下の「配偶者に関する事項」については、記入不要です。			
	フリガナ	ノベオカ ハナコ		個人番号	● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●
	氏 名	延岡 花子		電話番号	(0982) ● ● - ● ● ● ●
	生 年 月 日	明 ・ 大 ・ 昭 10 年 4 月 1 日		課税状況	市町村民税 課税 ・ 非課税
	住 所	世帯分離をしている配偶者又は内縁関係の方も含みます。			
本年1月1日現在の住所（現住所と異なる場合）					

収入等に関する申告 いずれかに ☑を入れて ください	市町村民税非課税世帯であって、課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が公的年金等に係る雑所得金額を除いた金額が				
	☐ 年額80万円以下、かつ、預貯金等の合計金額が650万円（夫婦は1,650万円）以下です。				
	☒ 年額80万円超120万円以下、かつ、預貯金等の合計金額が550万円（夫婦は1,550万円）以下です。				
	☐ 年額120万円超、かつ、預貯金等の合計金額が500万円（夫婦は1,500万円）以下です。				
☐ 生活保護受給者または市町村民税世帯非課税である高齢福祉年金受給者					
被保険者本人以外が申請する場合は記入してください。		夫婦年金、母子年金、遺児年金を含む	有 無	障害年金	有 無
0 円		有価証券（評価概算額）	0 円	その他（現金・負債等）	100,000 円

申請者氏名		延岡 介護		電話番号（自宅または勤務先）	090-0000-0000
申請者住所 〒 882 - 0000		延岡市●●町△△△番地〇〇		本人との関係	長男

<裏面の同意書も記入してください>

通知書及び認定証の送付先（希望するものに○）	①被保険者宛	②申請者宛	③事業所宛（事業所担当者名：）
------------------------	--------	-------	-----------------

注意事項

右記の送付希望先のいずれかに○をつけてください。

世帯分離をしている配偶者又は内縁関係の者を含みます。
世帯分離をしている配偶者又は内縁関係の者が複数所有している場合は、そのすべてを記入してください。
は別紙に記入の上添付してください。
ス費等の支給を受けた場合には、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。

(5) 預貯金等に係る通帳や有価証券の写し等を添付し

※市記入欄

保険料（ ）
1段階／2段階
3段階①／3段階②
非該当
発送日

裏面も記入が必要です

記入の仕方(裏面)

同意書

延岡市長 様

介護保険負担限度額認定のために必要があるときは、官公署、年金保険者又は銀行、信託会社その他の関係機関(以下「銀行等」という。)に私及び配偶者(内縁関係の者を含む。以下同じ。)の課税状況及び保有する預貯金並びに有価証券等の残高について、報告を求めることに同意します。

また、貴市長の報告要求に対し、銀行等が報告することについて、私及び配偶者が同意している旨を銀行等に伝えて構いません。

令和 7 年 8 月 1 日

実際に記載した日付を記入

<本人>

住所 延岡市東本小路2番地1

氏名 延岡 太郎

延岡

<配偶者>

住所 延岡市東本小路2番地

氏名 延岡 花子

延岡

注意！本人自筆の場合も押印が必要です。

配偶者の印鑑

市記入欄

結果 (該当に ○)	承認	第 段階	有効 期間	令和 年 月 日 ~ 令和 7 年 7 月 31 日
	不承認 理由(該当 に☑)	☐ 市町村民税世帯課税であるため。 ☐ 同一世帯でない配偶者が市町村民税課税であるため。 ☐ 預貯金等が単身で以下の額を超えるため。 (第1段階:1,000万円、第2段階:650万円、第3段階①:550万円、第3段階②:500万円) ☐ 預貯金等が夫婦で以下の額を超えるため。 (第1段階:2,000万円、第2段階:1,650万円、第3段階①:1,550万円、第3段階②:1,500万円)		